

「SAICM 国内実施計画の進捗状況について（案）」に対する意見募集の結果について

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、報道発表、環境省ホームページ

(2) 意見募集期間

平成27年7月17日（金）～8月10日（月）

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

2. 意見募集の結果

(1) 意見提出者・団体数

6 個人・団体

(2) 意見総数

36 件（募集対象範囲外の意見を除く）

(3) 意見内容の内訳（数字は件数）

点検報告書全体に係る意見

- ・データの更新… 1
- ・点検方法、点検対象範囲… 4

用語に係る意見

- ・用語の定義や説明の追加… 8

化学物質に係る法令・制度等に係る意見

- ・化学物質審査規制法… 4
- ・農薬取締法… 4
- ・労働安全衛生法… 2
- ・その他（化学物質排出把握管理促進法、食品衛生法、水銀に関する水俣条約）… 3

化学物質に関する個別の取組に係る意見

- ・リスクコミュニケーション… 4
- ・GHS表示・情報伝達… 2
- ・その他（政策対話等）… 4

「SAICM国内実施計画の進捗状況について（案）」に対して寄せられた御意見及びその対応

意見番号	該当箇所※	意見概要	対応
1	全体	「SAICM国内実施計画の進捗状況について（案）」に記載されている各省の取組状況について、その中には、記載されている時点のデータよりも、新しいデータがあるように思います。本資料の趣旨を鑑みると、もし可能であれば、最新のデータを御確認いただき、記載されるのが望ましいと考えます。	御指摘のとおり、できるだけ直近の情報とすることが望ましいと考えますので、全体的に平成26年度末（平成27年3月まで）の取組状況へと更新しました。国際動向など一部の記述については、それ以降の状況・取組に言及しております。なお、あわせて主に体裁面から記載の適正化を図りました。
2	I （1ページ 第2段落）	1ページ第2段落：「関係府省の自主的な点検結果を踏まえて作成されたもの・・・」 この言い回しによると、SAICM国内実施計画に掲げられた個々の課題は、それらの進捗を関係省庁がそれぞれバラバラに点検するだけで、政府としての統一的な手引きも点検もないと解釈される。そのような実施計画はSAICMの基本文書であるOPS（包括的政策の戦略）の理念に沿った政府の実施計画に値しない。	原案のとおりとします。 （理由） 点検は、関係府省が個別に実施したものを踏まえ、「化学物質と環境に関する政策対話」における議論を経て、さらに関係省庁連絡会議により取りまとめております。
3	III （3ページ 以降）	「III 各重点検討項目における取組みの進捗状況」に記載すべき内容 政府がSAICM国内実施計画の進捗状況をレビューして報告書にまとめる作業は、SAICMのOPS第24項の規定に関連する各国の責務である。それゆえ、SAICMの理念に沿ったレビュー報告書は、SAICM国内実施計画の策定から現時点までの計画事項の進捗状況を記述し、WSSDの2020年目標の実現に照らして分析し、今後の取組みのあり方を検討することである。パブコメ対象文書はSAICM国内実施計画を策定する以前の取組みの結果などの記載が多く、かつ、計画策定後の進捗状況の分析が定性的で分かり難い。	原案のとおりとします。 （理由） SAICM国内実施計画が策定される以前からの施策も含め、全体的な取組状況を記載することは重要であると考えています。また、施策の進捗状況につきましては、定性的な記載にならざるを得ない箇所もありますが、図表等を活用し、なるべく定量的に示せるよう、努めているものです。
4	III 重点検討 項目④ （57ページ 以降）	文科省の取組を紹介されてはどうでしょうか。 文部科学省は、平成24年1月に「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料」を公開しています。重点検討項目4へ追加されてはいかがでしょうか。	原案のとおりとします。 （理由） ご指摘の事業はSAICM国内実施計画を策定する以前に実施し、既に終了している事業なので、掲載にはなじまないと判断しました。

意見 番号	該当 箇所※	意見概要	対応
5	Ⅲ 重点検討 項目③ (49 ペー ジ～56 ペ ージ) 等	<p>「新規の課題」(Emerging Policy Issue EPI)との対比を脚注等で付記して頂けないでしょうか。</p> <p>重点検討項目3の「未解明の問題への対応」をEPIとの対比で抜き出していると認識しました。どの課題がどのEPIに対応しているか付記頂けないでしょうか。また、EPIの内、Chemical in Product(CiP)だけ④の(c)にあると考えればよいのでしょうか。そうであれば、これらがCiPであることも脚注で付記された方が良いと考えます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、新規政策課題(EPI)に関連する主要な取組を記載している項目について、「ここに記載の取組はSAICM/ICCMで議論されている新規政策課題(EPI)の・・・の課題に関連している。」と注釈を追記しました。</p> <p>すなわち、製品中化学物質(chemicals in products)については「重点検討項目4 c)製品中の化学物質に関する取組の実施」に、ナノテクノロジーとナノ材料(nanotechnologies and manufactured nanomaterials)については「重点検討項目3」に、内分泌かく乱化学物質(endocrine-disrupting chemicals)については「重点検討項目1の一部」及び「重点検討項目3」に、電気電子製品のライフサイクル有害化学物質(hazardous substances within the life cycle of electrical and electronic products)については「重点検討項目2 b)化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施」に注釈を追記しました。</p> <p>なお、塗料中鉛(lead in paint)については、国のみが実施している取組ではありませんが、以下のような状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年の撤廃を目指し、我が国の塗料業界が自主的な取組を着実に実施しており、最近(2013年)では鉛化合物の使用量は塗料生産量の0.05%程度まで減少しています。引き続き、2020年の撤廃を目指し、業界として取り組んでいく予定と承知しています。 ・国土交通省においては、塗料中鉛撤廃のため、いわゆる公共事業のうち建築工事及び関連する設備工事の発注の際に参照される、「公共建築工事標準仕様書」において規定されている「鉛酸カルシウムさび止めペイント」(JIS K5629)について、2016年3月を目途に引用削除予定です。
6	Ⅲ 重点検討 項目② (32 ペー ジ 第1 段落、36 ページ 第6段落)	<p>石綿(アスベスト)に関する取り組みは、本報告の対象範囲でしょうか。労働安全衛生法における取組にのみ記載があります。対象範囲とすれば、環境省によるアスベスト大気濃度調査も対象となると考えます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、関連施策として【大気汚染防止法に基づく規制等】にアスベストに係る取組を以下のとおり追記しました。</p> <p>「また、アスベスト対策については、石綿による大気汚染の状況を把握するとともに、建築物の解体等に伴う石綿飛散防止対策の徹底を図っている。」</p>

意見番号	該当箇所※	意見概要	対応
7	全体	専門用語や略語について脚注説明をご検討ください。例えば、以下の5点（*1-5）があります。	御指摘いただいた箇所及び物質の名称等に係る部分について、注釈を加えました。
8	Ⅲ 重点検討項目① (2) a) (3 ページ 第4段落)	「有害汚染物質」という語句はどのような定義でしょうか。環境基本法の「有害物質」の誤りでしょうか。（*1）	ご指摘を踏まえ、より正確な記載とするため、以下の通り修正しました。 「また、有害汚染物質について必要に応じ環境目標値の設定と、そのための定量評価手法の高度化等を実施し、有害汚染物質これらの物質へのばく露状況を監視している。」
9	Ⅲ 重点検討項目① (2) a) (7 ページ 第1段落及び注釈、12ページ最終行～13ページ 2行目)	「環境リスク」について「環境の保全上の支障を生じさせるおそれ」と出てきますが、その前の農業に関する文章内で先述されています。同じ定義であれば、先に説明した方が良いと考えます。違う定義であれば、ご説明ください。（*2）	ご指摘を踏まえ、「環境リスク」「環境リスク評価」の定義を下記の通り整理しました。また、注釈を追記しました。 ・環境リスク：潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壌等の環境媒体を經由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ ・環境リスク評価：評価対象とする化学物質について、[1]人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量（濃度）-反応（影響）関係を整理する「有害性評価」と[2]人及び生態系に対する化学物質の環境経路の暴露量を見積もる「暴露評価」を行い、[3]両者の結果を比較することによってリスクの程度を判定するもの (出典) 平成14年1月28日発表「化学物質の環境リスク初期評価（平成9～12年度、パイロット事業）の結果について」
10	Ⅲ 重点検討項目② (2) a) (31 ページ 第9段落)	GWP（専門用語や略語について脚注説明をご検討ください。*3）	御指摘を踏まえ、GWPを「GWP（Global Warming Potential：地球温暖化係数）」に修正しました。

意見番号	該当箇所※	意見概要	対応
11	Ⅲ 重点検討項目③ (2) (50 ページ 図表-19、77 ページ 第7段落)	図表-19 タイトルや本文において、「内分泌かく乱物質」という語句が多用されていますが、この定義は何でしょうか。国際的に「内分泌かく乱物質」の定義は議論されていることから、ご説明ください。これまで「内分泌かく乱作用を有する疑いのある化学物質」という表現であったと記憶します。また、一部「かく」を表す漢字が常用漢字ではないため、平仮名の「かく」に修正してください。(*4)	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 「図表-19 内分泌かく乱物質作用に関する信頼性評価等が実施された物質数の推移」 「内分泌かく乱物質作用に関する試験法としての」 また、「攪乱」は「かく乱」に修正しました。
12	Ⅳ (82 ページ 第7段落及び注釈)	AOP (Adverse Outcome Pathway) (専門用語や略語について脚注説明をご検討ください。*5)	ご指摘を踏まえ、以下のとおり注釈を追記しました。 「化学物質が生体内の分子レベルで及ぼす作用から、細胞、組織、個体等の各レベルで生じる反応に至るまでの過程を統合的に示すことで、化学物質が生物(群)に対して悪影響が生ずるまでの過程を解明しようとするもの。」 なお、AOPの詳細については下記HPをご参照ください。 (参考URL) http://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/adverse-outcome-pathways-molecular-screening-and-toxicogenomics.htm
13	Ⅲ 重点検討項目① (1) (3 ページ 第2段落)	科学的なリスク評価の推進の文中に「我が国の高い技術力を強みとして」とあります。「技術力」とは具体的に何を指しますでしょうか。教えてください。	ここでは科学的なリスク評価において必要となる有害性評価やばく露評価等に関して我が国が有する技術的な知見や能力を想定し、「技術力」としております。この技術力の成果の例として、「b) リスク評価の効率化等に向けた新たな手法の開発・活用 (p21~24)」に記載された各種項目が相当すると考えています。
14	Ⅲ 重点検討項目④ (2) b) (62 ページ 図表-22)	WSD2020において化学物質のリスク最小化を目指す。という方針に賛同して力になりたいと考えております。しかし、進捗状況の報告のなかで、リスクコミュニケーション(現状)を読むと、国民の間での理解が進んでいるようにはとれません。そこでアンケート内容について提案があります。 化学物質のリスク最小化を目指す活動について、 1. リスク最小化を目指すという活動であることを認識しているか?	国民の理解の経年変化の把握等を目的としての本世論調査の再実施については、今後の検討事項となりますが、いただいた御意見は施策の実施に際しての参考とさせていただきます。

意見番号	該当箇所※	意見概要	対応
		<p>2. リスク最小化がどの程度達成しているか？</p> <p>3. リスク最小化が達成できていると思える模範事例を挙げてもらえるか？</p> <p>について、経年的に、国民の理解が進んでいるかを見えるような工夫をお願いしたい。</p>	
15	Ⅲ 重点検討項目④ (2) b (63 ページ 第4段落)	<p>リスクコミュニケーションに係る情報整備 化学物質ファクトシートについて記述されているが、2012年版から更新されていないので、今後、更新していく予定があるのかどうか、方針を明記すべきである。</p>	<p>原案のとおりとします。 (理由) 「化学物質ファクトシート」について「引き続き掲載済みの物質について更新を行うとともに、現在未掲載の物質について情報の収集・公開を進める」ことは、既に点検報告書にも記載しております。</p>
16	Ⅲ 重点検討項目④ (2) b (63 ページ 第7段落)	<p>化学物質アドバイザーの活用による地域におけるリスクコミュニケーションの促進 P R T Rデータ公表をもとにしたリスクコミュニケーションの取組みは、現在、減少傾向にあるといえる。地方自治体でモデル事業を止めるケースが多く、化学物質アドバイザー制度の活用も停滞している現状がある。その点を記述すべきである。 また、予算の減少という制約的な側面もあるが、今後どう進めていくのか、方針を記述すべきである。 特に、地震等の災害時の緊急時対応に関するリスクコミュニケーションに関する取り組みについて地方自治体が条例等の整備を進めていることなどを記述すべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 なお、今回の点検報告書とあわせて取りまとめている、自治体の点検結果については、リスクコミュニケーションや緊急時対応に関する条例制定等の取組についても記載されています。</p> <p>「<u>制度開始当初と比較し、化学物質アドバイザーの派遣数が減少していることから、同制度の一層の周知に努め、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援していく。</u>」</p>
17	Ⅲ 重点検討項目④ (2) b (63 ページ 第4段落)	<p>リスクコミュニケーションに係る情報整備（環境省） 毎年、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」などの冊子を発行していますが、データの公表と冊子の発行時期に開きがあるので、早く発行することを明示すべきです。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正・追記しました。</p> <p>「今後については、リスクコミュニケーションに係る情報整備を確実に実施する。特に「化学物質ファクトシート」については、引き続き掲載済みの物質について情報の更新を行うとともに、現在未掲載の物質について情報の収集・公開を進める。また、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」について、<u>適時の発行に努めていく。</u>」</p>

意見番号	該当箇所※	意見概要	対応
18	IV (82 ページ 第6段落)	<p>IV取り組み状況の総括と今後の課題：「化学物質審査規制法については、平成21年の法改正時の附則で施行後5年を経過した場合の見直し規定されていることから、」</p> <p>化審法の見直しは閣議決定に基づく処置であるから、SAICM国内実施計画の活動事項に掲げなくても当然行うべき事項である。しかし、国民にとってより重要なことは、平成21年の化審法改正時の国会附帯決議の中に放置されている事項があることである。それらに対する政府の今後の取組みについてこそ記載するべきである。</p>	<p>御指摘の内容も含め、平成27年度に検討会を設置し、化審法の施行状況等について予備的な点検・検討を行い、課題の整理等を行うこととしております。なお、この検討会の設置に関する記述等、既存の取組状況については追記を行いました。</p>
19	III 重点検討項目① (2) a (3 ページ)	<p>リスク評価の推進、目標値等の設定</p> <p>政府が実施している化学物質のリスク評価の進捗について、2020年目標を達成することができるのか、化審法という既存化学物質のリスク評価の進捗について、評価すべきである。今後、評価する速度を速めない、間に合わないとは評価すべきではないか。</p>	<p>化審法におけるリスク評価については、平成21年の改正化審法により既存化学物質も含めたリスク評価を実施しているところであり、その進捗状況については関係審議会・検討会において点検・検討評価を行うこととしております。</p>
20	III 重点検討項目① (2) a (6 ページ 図表-2)	<p>図表-2のタイトルは、図表-1とそろえて「スクリーニング評価におけるばく露クラス結果」の方が適切と考えます。また、「平成23年度」に（実績）を追加ください。</p>	<p>御指摘を踏まえ、図表-2のタイトルを下記の通り修正しました</p> <p>「平成26年度におけるのばく露クラスのスクリーニング評価におけるばく露評価結果(平成24年度の製造輸入数量実績が10トン超の一般化学物質)」</p>
21	III 重点検討項目① (2) a (6 ページ 図表-2)	<p>図表-2の下表の暴露クラスは、人健康影響（大気・水域への排出量の合計）と生態影響（水域への排出量の合計）で異なることを示された方が、円グラフの物質数が異なる意味がわかりやすいです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下記の通り注釈に追記しました。 (修正後は注2の内容を新たに追記し、原案にあった注2は修正後の注3に移っています。)</p> <p>(原案) 注1 数字は各クラスを付与された物質数、%は各クラスの全体に占める割合を示す。 注2 ばく露クラス4以上の物質について有害性クラスを当てはめ、優先度マトリックス(各物質を有害性クラスとばく露クラスの2軸の観点により「高」、「中」及び「低」に優先度をつけるもの)において有害性も強くばく露の指標も大きい優先度「高」、及び専門家の詳細評価を踏まえ3省合同審議会において必要性が認められたものを優先評価化学物質相当</p>

意見番号	該当箇所※	意見概要	対応
			<p>と判定。</p> <p>(修正後)</p> <p>注1 数字は各クラスを付与された物質数、%は各クラスの全体に占める割合を示す。</p> <p>注2 <u>人健康影響では大気及び水域への推計排出量の合計、生態影響では水域への推計排出量の合計に基づき、それぞれのばく露クラスを付与しているため、物質数の内訳が異なる結果となっている。</u></p> <p>注3 ばく露クラス4以上の物質について有害性クラスを当てはめ、優先度マトリックス(各物質を有害性クラスとばく露クラスの2軸の観点により「高」、「中」及び「低」に優先度をつけるもの)において有害性も強くばく露の指標も大きい優先度「高」、及び専門家の詳細評価を踏まえ3省合同審議会において必要性が認められたものを優先評価化学物質相当と判定。</p>
22	Ⅲ 重点検討項目① (2) a) (8ページ 図表-3)	図表-3の上図の左の軸は、「保留基準設定農薬数」となっていますが、「設定不要」も含まれています。「登録申請数」の間違いでしょうか。軸名を正しく表現してください。	ご指摘を踏まえ、図表-3のタイトルを「水産動植物の被害防止(上図)及び水質汚濁(下図)に係る累計農薬登録保留基準値設定農薬数及び累計基準値設定不要農薬数」とし、軸名を「農薬数」に修正しました。
23	Ⅲ 重点検討項目① (2) a) (8ページ 図表-3)	図表-3の上図の棒グラフの赤い部分の説明は、「基準認定不要」、本文では「基準値設定不要」とあり、「認定」か「設定」かのどちらかに統一してください。	ご指摘を踏まえ、「基準値設定不要」に統一しました。
24	Ⅲ 重点検討項目① (2) a) (8ページ 図表-	図表-3の上図と下図の各年度の累積農薬数が異なるのはなぜか教えてください。	上図は水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準に関するもので、下図は水質汚濁に係る農薬登録保留基準に関するものであり、別々に検討されておりますので、各々の検討済み累積農薬数も異なります。

意見番号	該当箇所※	意見概要	対応
	3)		
25	Ⅲ 重点検討項目① (2) a) (8 ページ 図表-3)	事業者による登録申請農薬数と図表3の年度別の農薬数との関係がよくわからないので教えてください。	図表-3で示している農薬登録保留基準は農薬有効成分数ごとに評価・設定されております。一方、事業者による農薬登録申請は製剤毎に行われるため、この数とは一致しません。
26	Ⅲ 重点検討項目① (2) a) (16 ページ 第9段落)	【化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表】 (経済産業省、環境省) 排出量の増減だけでなく毒性情報も考慮したリスク分析という観点からのPRTTR情報の解析が不足しているという点、自主的な化学物質管理に関する国民への理解について取り組んでいる企業が増えていない点(CSR報告における化学物質情報開示の貧弱さ、リスクコミュニケーション実施の少なさ など)などの課題を書くべきではないか。	御指摘を踏まえ、以下のように修正しました。 「当該施策は、平成13年度把握分(平成14年度集計)から実施し、 そ より、平成20年度からは個別事業所の全データを公表しており、これま でいるが、 集計・公表については、着実に実施し、かつ、事業者の排出量・ <u>移動量も減少傾向にある。今後とも、必要に応じ見直しの可能性PRTTR</u> <u>データの一層の活用について検討しつつ、着実に集計・公表を着実に実施</u> <u>していく、必要に応じて見直しを行う予定である。」</u>
27	Ⅲ 重点検討項目④ (2) b) (64 ページ 第4段落) Ⅳ (83 ページ 第8段落)	消費者への情報開示を含む、製品に含まれる化学物質の含有情報に関する取組事業者によるGHSラベル・SDS等の活用促進として、記述されているが、GHSに関する国連勧告では、GHS表示に対して、制限はない。日本においては、GHS表示は労働安全衛生法で義務付けしているだけで、消費者製品へのGHS表示は義務付けられておらず、消費者への情報開示が進んでいると言えないので、今後の課題として、記述すべきである。	御指摘を踏まえ、「Ⅳ 取組状況の総括と今後の課題」の「安全・安心の一層の推進」に係る記載として、以下のとおり追記しました。 「○すべての関係者が化学物質の有害性等に関する情報を共有し、適正に管理することは重要な課題であり、その解決のための取組をすすめていく。」
28	Ⅲ 重点検討項目④ (2) b) (64 ページ 第4段落)	事業者によるGHSラベル・SDS等の活用促進(厚生労働省) 事業者によるGHSラベル・SDS等の活用促進として書かれていますが、国連の勧告では消費者向け製品へのGHS表示も含まれていることが記載されていません。 日本では2006年12月に労働安全衛生法でGHSが導入されましたが、消費者製品へのGHS情報が開示されていないことを明示し、国連の勧告通りにしてください。	(同上)

意見番号	該当箇所※	意見概要	対応
	IV (83 ページ 第 8 段落)		
29	Ⅲ 重点検討項目④ (2) b (65 ページ 第 10 段落)	【化学物質と環境に関する政策対話の開催】 政策提言につながった対話があるのかどうか、政策対話の目標達成に関する評価を書くべきではないか。	政策対話は、開始されてからまだ3年あまりではありますが、政策提言等につなげることを目指して今後も継続的に実施していくこととしております。
30	Ⅲ 重点検討項目⑤ (2) a (75 ページ 第 4 段落)	水銀に関する水俣条約への国内における対応の検討 水銀に関する水俣条約の批准に向けた動きに関して記述されているが、実効性のある水銀の輸出禁止や水銀の回収、長期保管技術の開発など検討中の課題があるので、具体的に記述すべきである。	ご指摘の検討は、水銀汚染防止法第3条に定められる計画の策定等に伴うものとして総合的に行うこととなるので、以下を追記しました。 「また、今後策定する計画等に基づき、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進する。」
31	全体	食品安全委員会が厚生労働省による食品衛生法上の要請に基づき実施している農薬の評価は、本報告の対象外でしょうか。	S A I C Mの包括的方針戦略では「化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、S A I C Mはその化学物質・製品に適用されない」とされており、ご指摘の点はS A I C M国内実施計画の対象外と考えます。
32	Ⅲ 重点検討項目① (2) a (13 ページ 第 5 段落)	職場における化学物質のリスク評価について、何年度から実施されている取り組みなのかを追記して頂けないでしょうか。	平成18年に労働安全衛生法第100条及び労働安全衛生規則第95条の6に基づく、「有害物ばく露作業報告制度」を創設し、事業者からの報告に基づき、職場における化学物質のリスク評価を行っています。 ご指摘を踏まえ、以下のとおり追記いたしました。 「労働環境については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき有害物ばく露作業報告制度（平成18年度より開始）等により労働者の健康障害に係るリスク評価を行っている。」

意見番号	該当箇所※	意見概要	対応
33	Ⅲ 重点検討項目④ (2) b) (64 ページ 第 4 段落)	職場における化学物質のリスク評価について、その説明文とも関係しますが、「職場のあんぜんサイト」ホームページ上ではリスク評価実施物質が、「リスク評価書」「初期リスク評価書」「詳細リスク評価書」と大きく3つに分かれて公開されています。これらと本文案の「有害性評価書」「リスク評価」の関係がよくわかりません。「リスク評価書」「初期リスク評価書」「詳細リスク評価書」という語句を用いてその物質数等をご説明頂けないでしょうか。	職場における化学物質のリスク評価は平成 18 年度から実施していますが、当初のリスク評価手法では、少量製造・取扱い等、特殊な取扱いに合わない規制措置となるおそれがあったことから、平成 20 年度にリスク評価手法の検討を行い、初期評価・詳細評価の 2 段階の評価手法を導入することとしました。このため、平成 20 年度以前にリスク評価を行った 15 物質については「リスク評価書」のみが掲載されており、平成 20 年度以降にリスク評価を行った物質については「初期リスク評価書」と「詳細リスク評価書」の 2 種類があります。なお、初期リスク評価の段階で「リスクが低い」と判断された物質については詳細リスク評価を実施しないため、物質によっては「初期リスク評価書」のみとなっているものがあります。また、職場のあんぜんサイトで「有害性評価書」のみが掲載されている物質がありますが、これらは有害物ばく露作業報告で事業者から報告がなかった物質であり、リスク評価が実施できなかったため、当該物質の有害性情報のみを掲載しているものです。
34	Ⅲ 重点検討項目② (2) a) (31 ページ 第 8、9 段落)	代替フロン等 3 ガスは、現在「4 ガス」が適切だと考えます。	御指摘を踏まえ、下記の通り修正しました。また、あわせて本文の記載も変更しました。 【代替フロン等 3、4 ガスの総合的排出抑制対策】 フロン類の回収・破壊や産業界の自主行動計画に基づく取組により、効果的・効率的な排出抑制対策に取り組んでいる。 また、フロン類のライフサイクル全体にわたるフロン類の使用の合理化及び管理の適正化を目的とした、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（改正後の名称：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）（平成 13 年法律第 64 号）の改正が行われたところ、同法の確実な施行のほか、技術実証、導入補助、普及啓発事業等の施策を通じ、フロン類を使わないノンフロン化やより温室効果の低いフロン類に代替する低 GWP（Global warming potential：地球温暖化係数）化の開発・商品化と普及のための支援を強化することとしている。

意見 番号	該当 箇所※	意見概要	対応
35	Ⅲ 重点検討 項目③ (2) (56 ペー ジ 第 3 段落)	PPCPsについて、何が未解明なのかがわかりません。追記願います。また、(生態への)ばく露調査を何年度からどのように実施されているのか記載頂けないでしょうか。	<p>御指摘を踏まえ、具体的な取組が分かりやすくなるよう、以下のとおり記載を改めました。従来のばく露調査の枠組みを活用しておりますので、開始年度については記載しておりません。</p> <p>「環境中に排出された医薬品については、ICCM4に向けて新規政策課題(EPI)への登録が提案されるなど、国際的に注目を集めている。環境省では、医薬品を含む環境中のPPCPs (Pharmaceutical and Personal Care Products) について、<u>その環境中の存在実態が必ずしも明らかとなっていないこと等から、既存の知見を収集整理し、そのうち一部の物質を対象として環境調査を進めている。今後は、上記の結果を踏まえて、必要に応じて生態影響に関するリスク評価を行うこととしている。</u>」</p>
36	Ⅳ (83 ペー ジ 第 3 段落)	内分泌かく乱作用について、「リスク評価を加速化させる」とありますが、内分泌かく乱に着目したリスク評価には至っていないのですから、前掲の記載同様に「リスク評価のための取組を加速化させる」という記載が適切だと考えます。	<p>ご指摘を踏まえ、下記の通り修正しました。</p> <p>「また、今後のリスク管理に向けた道筋をつけるため、<u>リスク評価のための取組</u>を加速化させる。」</p>